

**岩見沢市福祉医療費助成に関する条例及び岩見沢市
国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要**

第 1 改正の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 4 8 号)による医療保険各法の一部改正等に伴い、個人番号カードと医療保険各法に基づく被保険者証等が一体化されることを受け、被保険者証等に係る規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

- (1) 岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部改正 (第 1 条関係)
保険医療機関等における従来の「被保険者証等の提示」に代わり、「電子資格確認等による被保険者等であることの確認」を規定する。
- (2) 岩見沢市国民健康保険条例の一部改正 (第 2 条関係)
被保険者証の交付を令和 6 年 1 2 月 2 日以降は行わないことを受け、証の返還に応じない者に科する過料に関する規定を削除する。

第 3 施行期日

令和 6 年 1 2 月 2 日

岩見沢市条例第 2 2 号

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例及び岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 0 月 1 1 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例及び岩見沢市 国民健康保険条例の一部を改正する条例

(岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市福祉医療費助成に関する条例（昭和 4 8 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「に受給者証及び被保険者証等」を「において医療保険各法の規定に基づく電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け、受給者証」に改める。

(岩見沢市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 岩見沢市国民健康保険条例（昭和 4 8 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 7 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「届け出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「届出をせず、又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(岩見沢市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の岩見沢市国民健康保険条例第37条の規定にかかわらず、施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。